国債店頭取引における決済順位およびフェイル割当てルールについて

平成２６年６月２日
平成３０年５月１日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

１．決済順位

（１）受方清算参加者の決済順位

当社と受方清算参加者との間の決済に係る銘柄ごとの決済順位は以下のとおりとする。

① 当社と受方清算参加者との間の決済（フェイル解消分を除く。）について、ネッティング口座ごと（銘柄後決め現先取引の信託口に係る決済については、ファンドコードごと。以下ネッティング口座について同じ。）に額面 50 億円を上限として小口化を行う。

② 小口化後の決済のうち額面 50 億円のものについて、受領数量の大きいネッティング口座から順に額面 50 億円ずつ決済順位を割り振る。

③ 額面 50 億円の決済すべてに決済順位が割り振られた後、小口化後の受領数量の大きい決済から順に決済順位を割り振る。

＜参考：決済順位の設定例＞

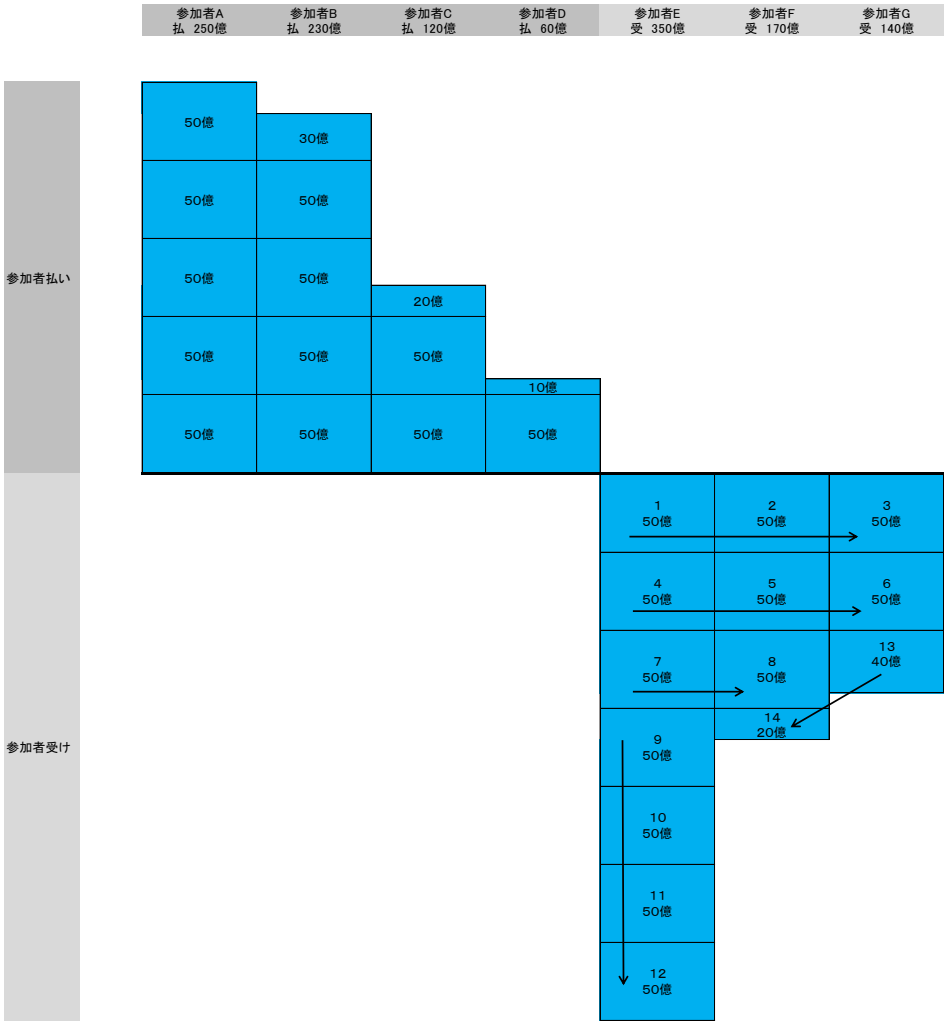
参加者A 払 250億
参加者B 払 230億
参加者C 払 120億
参加者D 払 60億
参加者E 受 350億
参加者F 受 170億
参加者G 受 140億
参加者払い
参加者受け
50億
30億
50億
50億
50億
50億
20億
50億
50億
50億
10億
50億
50億
50億
50億
1 50億
2 50億
3 50億
4 50億
5 50億
6 50億
7 50億
8 50億
13 40億
14 20億
9 50億
10 50億
11 50億
12 50億

（２）ループ発生時の特例

決済のループが発生している場合において、当社が必要と認めるときは、次のとおり決済順位を臨時に変更することがある。

① ループが発生している銘柄の決済を一時的に停止し、上記（１）の決済順位に関わらず、ループに含まれる決済を優先して決済を行う。

② ループに含まれる決済の終了後、残りの決済について、上記（１）の決済順位に従って決済を行う。

＜参考：ループ発生時の例＞

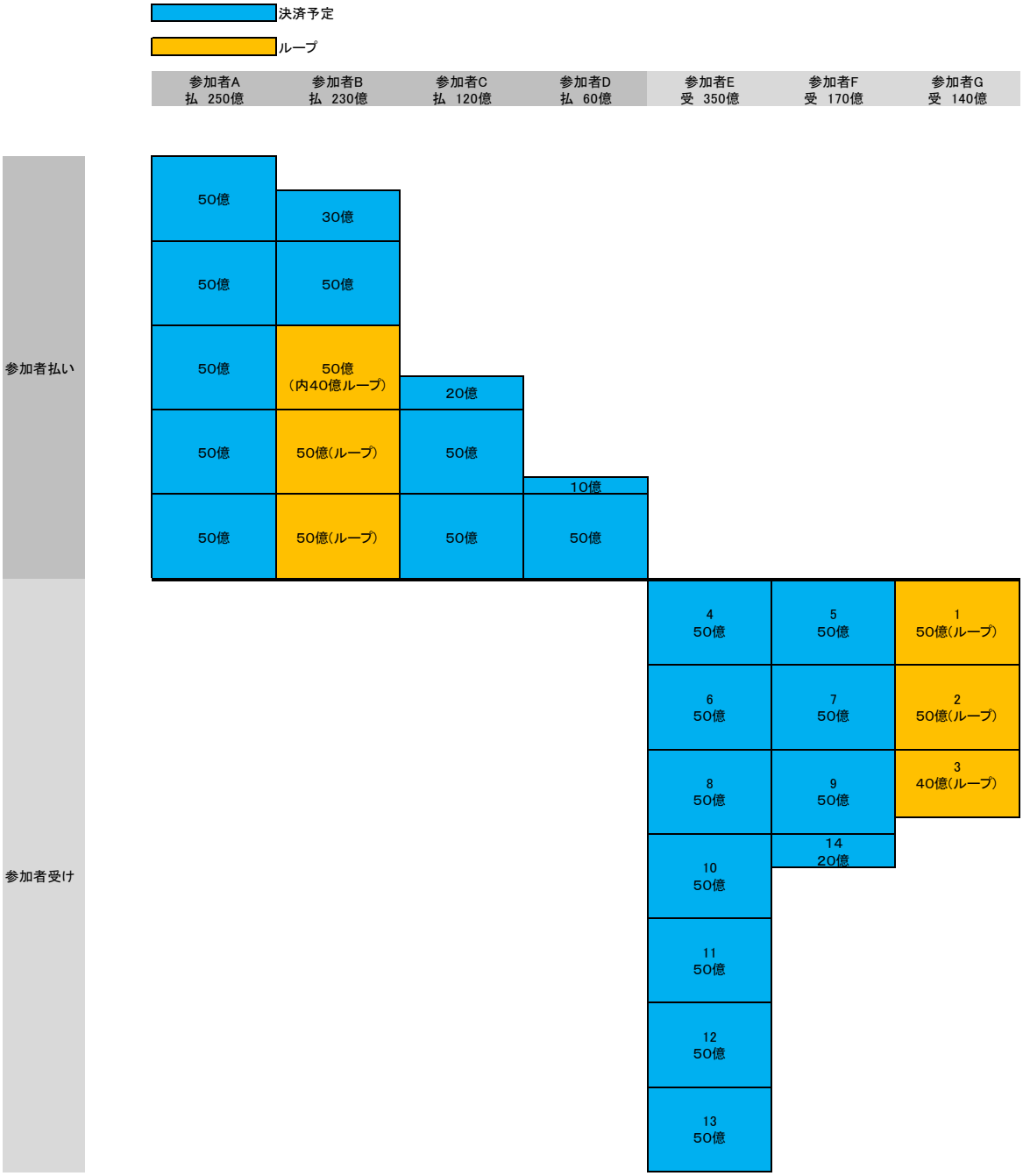

２．フェイル割当てルール

（１）フェイル割当てルール

渡方清算参加者がフェイルを発生させた場合、上記１．の決済順位（ループ発生時の特例を含む。）の降順により、フェイル数量に達するまで、受方となるネッティング口座にフェイルを割り当てる。この場合、受方の決済について小口化後の受領数量の一部がフェイルとなること（パーシャルフェイル）がある。

（２）信託口の取扱い

フェイルを受けたネッティング口座が信託口である場合、当社は、以下の方法によりサブアカウント※を受方とする売買報告データに対するフェイル割当情報を作成し、当該信託口を有する清算参加者に通知する。

※　当初証拠金グループに属する信託口に係る取引において、当社が保振の決済照合システムから受領する売買報告データ、売買報告データ（国債/現先（銘柄後決め方式））中のネッティング口座とファンドコードを組み合せた管理単位。

a　売買・現金担保付債券貸借取引・銘柄先決め現先取引

①　フェイル発生銘柄と同一銘柄を対象とし、フェイル発生日を決済日とし、信託口のサブアカウントを当事者とするすべての売買報告データ（継続フェイル分を除く。）を抽出し、受け・払いを相殺する。

②　相殺後のポジションが受超である売買報告データのうち、フェイルを発生させた渡方ネッティング口座（当該ネッティング口座が信託口である場合はフェイルを発生させたサブアカウント。以下同じ。）を一方当事者とするものについて、ランダムな順位を設定し、当該順位に応じて、フェイル数量に達するまで、サブアカウントを受方とする売買報告データにフェイルを割り当てる。

③　②の割当てによってもフェイル数量に達しない場合は、相殺後のポジションが受超である売買報告データのうち、フェイルを発生させた渡方ネッティング口座を一方当事者としないものについて、ランダムな順位を設定し、当該順位に応じて、フェイル数量に達するまで、サブアカウントを受方とする売買報告データにフェイルを割り当てる。

b　銘柄後決め現先取引

①　同一の決済時限における銘柄割当てにおいてフェイル発生銘柄と同一銘柄が割り当てられたバスケットネッティングポジションを構成し、フェイルとなった決済に係るサブアカウントを受方とするすべての売買報告データ（国債/現先（銘柄後決め方式））を抽出（継続フェイル分を除く。）する。

②　①の売買報告データ（国債/現先（銘柄後決め方式））に対し、ランダムな順位を設定し、当該順位に応じて、フェイル金額に達するまで、当該サブアカウントを受方とする売買報告データ（国債/現先（銘柄後決め方式））にフェイルを割り当てる。

③　②の割当てによってもフェイル金額に達しない場合※は、②の順位の最上位の売買報告データ（国債/現先（銘柄後決め方式））に対し、残金額のフェイルを割り当てる。

※　銘柄割当てにおいては、割当国債の時価評価額が受渡金額（約定金額）以上かつ最も近くなるように割当国債の銘柄・数量を決定するため、フェイル金額が受渡金額（約定金額）を超えるケースが生じ得る。

以　上